

議 第 37 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項第 3 号中「各区役所」を「農水局又は各区役所」に、「用水路」を「用排水路」に改め、同表 9 の項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

清掃等作業手当の支給対象を拡大するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。